

11・10・30 保団連リレートーク
『歯科医療の未来を語る懇談会』

代表 脇本 征 男

平成19年6月22日、東京地方裁判所に対し歯科技工海外委託問題の違法性について訴訟を提起し、約3年半を経過し、平成23年2月15日付で最高裁の決定が下されました。残念ながら訴訟は「敗訴」でありました。

判決は「海外委託」の内容には一切踏み込まず、先に控訴審で東京高裁が下した「争訟性がない」ことを容認した判決でありました。司法における海外委託の合否を何ら判断されない不当判決であり、嚴重に抗議を致しました。

これまでの訴訟活動に対し、ご出席の皆様方には、各団体を通じ、又、個人的にも、身に余る程の温かいご支援とご協力を賜り、心からの敬意と感謝を申し上げます。

特に、保団連の宇佐美歯科代表をはじめ、海外委託対策担当の先生方、又各都道府県の保険医協会の先生方並びに事務局員の皆様には筆舌に尽くせない程の格別なお引き立てを賜り、常に先生方の行動の早さには舌を巻くほどで、感激の極みであります。

国よりいち早く実態調査を実施し、更に成田先生を先頭に調査団を編成し、不肖、私も足手まといにならないようにと同道させて頂きましたが、中国（北京）の現地に出向き、数カ所の現地ラボを訪問し実態を調査すると共に、現況の把握にご尽力頂きました。国民、患者のために真の活動をされている団体はまさに「保団連」であることを実感した次第です。

国は、今回の訴訟の要因ともなった「17年通達」を発出し、歯科医師の裁量に責任を押しつけ、違法業者にあたかも海外委託容認のお墨付きを与える様な行政行為を執ったのであります。

私たちが訴訟を起こすまでは、国は本当に「17年通達」以外は何もせず、放置したままだったのです。しかし、私たちがこの訴訟を起こしてから、初めて、不完全で誠に忸怩（じくじ）たる内容ながら、短時間のうちに数度の実態調査はするわ、通知通達の連発をするわの茶番を露呈している有様であります。

それ程、訴訟の意義が、国民患者さんにとって及ぼす影響と、社会的感心度が膨大であると言うことの証明であります。

これは、日頃から厚生労働省は、如何に、国民歯科医療を軽んじているかと言

うことであります。特に歯科技工士に対しては、一歯科保健課長が、「細々とやっ
てる技工所くんだり、なんで、海外委託なんかにくくじらたてるのだ？」と云
った事でも分かる通り、業界の管理監督の立場の行政が、国民患者さんに、究極、
被害が出るまで・出るはずがないから・出たら現場の責任だから、…………。これ
では、法治国家が泣くどころか、行政自らが違法行為まがいの犯罪者と疑われて
も致し方ないではありませんか。

これまでの保団連や、各地域保険医協会の先生方とこの運動で共闘する上で、
お互いに業界エゴを脱ぎ捨て、目的は一つ、国民患者さんに法の趣旨に添った、
「安全で良質な歯科医療を提供すること」が目的で有る観点から、歯科医療に従
事する同じ人間として、本音で激論を戦わす事ができました。初めての経験であ
り、お互いに、真に歯科技工士のこと、ひいては歯科医療全体の事を真剣に考え、憂
慮しているからに他ならないと確信致しました。

自らが「医療」に従事している自覚と、歯科技工士としての誇りと責任の重大
さを再確認させて頂きました。わが国の歯科医療遵守の姿勢と失われつつある
医療従事者としての尊厳を取り戻し、お互いの反省と改革意欲を失わずに、問題
に取り組んで行くならば、不成就な事など絶対に有り得ないと確信致しました。

今後は、この裁判の経験から培った叡智と皆様方から頂戴した、厚くて熱い信
頼のもと、数え尽くせないほどの宝物を活用させて頂き、山積する歯科技工士の
問題をはじめ、若者が将来の国民歯科医療に夢と希望を抱き、勇んでこの業界に
飛び込んで来られるような現場環境と制度、並びに業界としての魅力作りに邁
進したいと決意を新たに固めた所であります。

歯科技工士の発展なくしてわが国国民歯科医療の発展はあり得ないと信じます。

真の福祉国家実現のため、世界に確たるわが国歯科技工士制度並びに、国民皆
保険制度の維持・充実・発展を期し、国民、患者さんの幸せを願い、真の歯科医
療発展をめざして、鋭意努力を続けて行くことをここにお誓い致します。

結びに、今後の私たちの運動は、『歯科医療の未来を語る懇談会』と名称を変更
し、司法の場から立法、行政の場に移ったステージで、継続して業界の問題解決
の足がかり発掘に取り組んで参ります。

従前にもまして、倍旧のご教導、ご鞭撻の程を心からお願い申し上げます。

以上